

三芳町地域防災計画

第2回防災会議後の主要修正事項

1. パブリックコメント結果への対応

地域防災計画に関するパブリックコメントを、第2回防災会議後、平成26年12月8日から平成27年1月7日まで実施しました。このパブリックコメントでの住民からのご意見は1件でしたが、多岐にわたるご意見をいただきました。以下にパブリックコメントでの意見に基づく主要修正事項を示します。なお、意見の中には地域防災計画には直接的には反映していないものもございますが、今後の三芳町の災害対策における貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

1. 1 関連計画との関係について

(第1部第1章第3節 防災計画の位置づけ) …P.4

(意見要旨)

地域防災計画に関連する計画が列記されているが、計画名ではなく各計画に数行の説明を記載するべきではないか。

(意見への対応)

ご指摘に基づき、《第1部第1章第3節 防災計画の位置づけ2. 関連計画との関係》において各計画の簡略な説明を以下のように追記いたしました。

- ◆三芳町都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)
- ◆三芳町建築物耐震改修促進計画(既存建築物の耐震診断・改修の促進プラン)
- ◆三芳町災害廃棄物処理計画(災害によって生じる廃棄物の円滑な処理方針)
- ◆国民保護に関する三芳町計画(武力攻撃事態等からの避難・救援プラン)
- ◆三芳町地域防災初期行動マニュアル(震災時の地域連携・共助の手引き)
- ◆三芳町災害時要援護者避難支援プラン(要援護者等の地域での見守りプラン)
- ◆三芳町立小中学校版学校防災マニュアル(学校での災害時等対応の手引き)
- ◆児童福祉施設等危機管理マニュアル(保育所等での災害時等対応の手引き)
- ◆三芳町業務継続計画(災害時等での重要業務の継続、迅速な再開の為のプラン)

1. 2 地区防災計画について

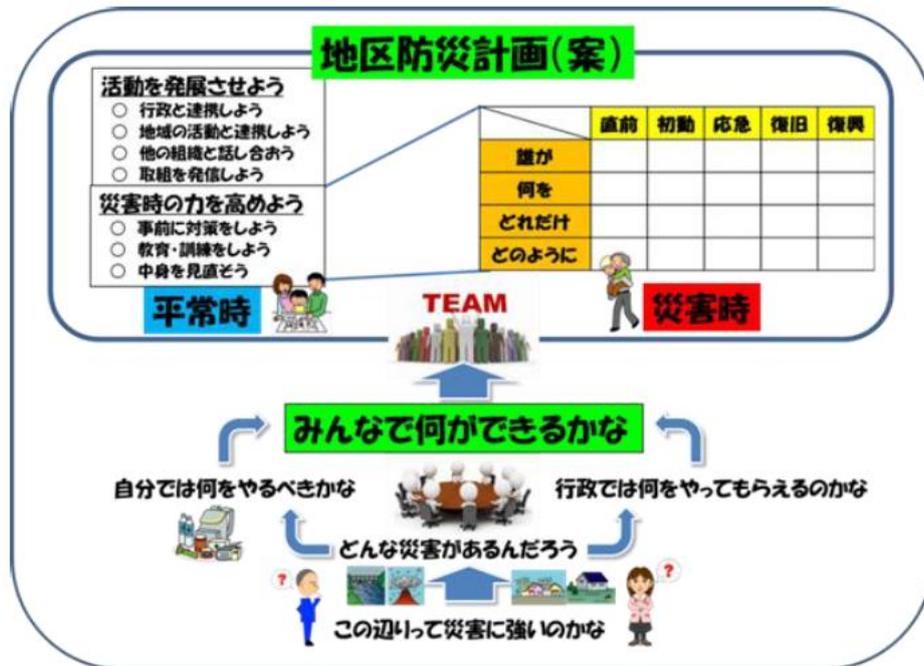
(第1部第1章第9節 地区防災計画) …P.18

(意見要旨)

素案では災害対策基本法の条文の抜粋が記載されているが、一般住民には理解が難しいところがある。イメージとして活動体制などを示すことができないか。

(意見への対応)

《第1部第1章第9節 地区防災計画》において、ご意見の趣旨に基づき「なお、内閣府では「みんなでつくる地区防災計画」のWebページ(<http://chikubousai.go.jp/>)を作成し、地区防災計画ガイドライン等の案内を掲載している」と追記をするとともに、内閣府の地区防災計画ガイドライン（概要）より、以下の図を記載しました。



内閣府：地区防災計画ガイドライン（概要）より

http://chikubousai.go.jp/pdf/guideline_summary.pdf

1. 3 地震被害想定について

(第1部第3章第3節 予測される被害の概要) …P.24

(意見要旨)

被害想定は地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により変化（減災）することを併記するべきではないか。

(意見への対応)

ご指摘の通り、被害想定は現状の想定であり、今後の災害対策の実施により減らすことができるものと考えます。想定地震による被害の概要を示す《第1部第3章第3節

予測される被害の概要」において、ご意見の趣旨に基づき「なお、地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により、この想定より被害を減らすことができる。」と追記をいたしました。

1. 4 自主防災組織づくりについて

(第2部第1章第1節 自助・共助による防災力の向上) …P.30

(意見要旨)

自主防災組織づくりの推進については、行政区単位ごとの組織づくりだけではなく、下部組織の自治会、マンション単位の自主防災会、事業所単位を含んだ記載が必要ではないか。

(意見への対応)

自主防災組織の整備を示す節「第2部第1章第1節 自助・共助による防災力の向上 2. 自主防災組織の整備(2)自主防災組織づくりの推進」において、ご意見の趣旨に基づき「行政区単位を基本に、自治会やマンション単位、さらには事業所単位での自主防災の取組についても促進する。」と追記をいたしました。

2. 関係法令及び計画の改正への対応

2. 1 災害対策基本法改正への対応

(第2部第1章第2節 地震に強いまちづくり) …P.53

(第2部第1章第14節 緊急輸送) …P.150

(第3部第1章第3節 災害ごとの対策5. 雪害対策) …P.260,261

平成26年11月21日、災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年法律第114号)が公布・施行され、災害対策基本法に大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両、立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれました。以下に改正の背景と概要を示します。

【災害対策基本法改正の背景と概要】

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

内閣府：防災情報のページより

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/h26_01_gaiyou.pdf

この災害対策基本法の改正を受け、地域防災計画では、《第2部第1章第2節 地震に強いまちづくり 4. 道路交通対策》において、「(3) 緊急輸送道路の確保」の項目名を「(3) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策」とした上で、以下の追記をおこないました。

「なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行う。」

「その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。」

なお、同趣旨の修正・追記を、《第2部第1章第14節 緊急輸送》及び、《第3部第1章第3節 災害ごとの対策 5. 雪害対策》においても行いました。

2. 2 水防法改正への対応（浸水想定区域内事業所等の対策）

（第3部第1章第3節 災害ごとの対策1. 水害対策）…P.249

平成25年7月の水防法の改正を受け、《第3部第1章第3節 災害ごとの対策1. 水害対策》の予防・事前対策として、浸水想定区域内事業所等の対策として以下を追加しました。

(4) 浸水想定区域内事業所等の対策

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に「地下街」、「要配慮者利用施設」、「大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）」（以下「事業所等」という）がある場合、所有者等に対し、洪水予報等を直接伝達する必要がある。

また、これらの事業所等について、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画または浸水防止計画の作成、水防訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されている。

町では、「大規模工場その他施設」の用途及び規模について、水防法施行規則第3条に基づき、次のとおりとする。

- ① 用途 工場、作業場または倉庫
- ② 規模 延べ面積 10,000㎡以上

町内では竹間沢東地区が河川氾濫による浸水想定区域とされているが、該当する事業所等は現時点で存在していない。

2. 3 埼玉県地域防災計画改正への対応

・ 共助による雪害対策

(第3部第1章第3節 災害ごとの対策5. 雪害対策) …P.258

(1) 住民による雪害対策と町との協力体制確立において、「町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。」としていた記述に共助による雪処理活動について追記を行い、「地域コミュニティの共助による雪処理活動や近隣の要援護者に対する見守り・支援、その他町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。」と修正しました。

・ 大規模積雪時の雪捨て場の選定

(第3部第1章第3節 災害ごとの対策5. 雪害対策) …P.258

(2) 除雪及び凍結防止体制の整備において、優先的に除雪すべき路線の選定と併せて、雪捨て場の選定を事前に行うものとし、「併せて、公園・広場・駐車場など、雪捨て場の選定を行っておく。」と追記をいたしました。

・ 建築物雪害予防における空き家対策

(第3部第1章第3節 災害ごとの対策5. 雪害対策) …P.259

(3) 建築物の雪害予防において、「また、管理不全の空き家等については、近隣への影響を考慮し、所有者に対して雪害予防対策を促すこととする。」と追記をいたしました。

3. 関係機関の修正意見等の反映

第2回防災会議以降で、関係機関への意見照会や町内部組織での確認に基づき修正した内容を以下に示します。なお、以下に列記する修正内容以外にも、誤記の修正、表記の統一等の微修正を行っております。

・ 関係機関名の変更

(全体)

「株式会社 NTT 東日本-関信越 埼玉西支店」を「東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉西支店」に変更し、計画全体で統一しました。

・町面積の修正

(第1部第2章第1節 町の概況) …P.19

平成26年全国都道府県市区町村別面積調の結果に基づき、町の面積を15.30㎢から15.33㎢に変更しました。

・警戒体制における参集要員への衛生医療班の追加

(第2部第1章第3節 防災体制) …P.59

応急仮設救護所の設置などの業務実施の必要性を鑑み、警戒体制の場合の動員要員の表中の「第2配備」を(全14班)から(全15班)に修正し、右欄に「衛生医療班」を加えました。

・埼玉西部消防組合との消防相互応援協定

(第2部第1章第4節 支援要請・受援体制) …P.66

(3)消防相互応援協定の状況において、「⑥入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合 消防相互応援協定(平成25年4月1日締結)【資料6-12 入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定】」を追加いたしました。

・避難所における生活環境確保対策

(第2部第1章第12節 避難所の開設と運営) …P.123

2. 避難所における良好な生活環境の確保において「冷暖房機器等の暑さ寒さ対策」(②に追記)、「⑤ シャワー、洗濯機等の衛生対策」を追記いたしました。

・町指定緊急輸送道路の指定

(第2部第1章第14節 緊急輸送) …P.145

県道路環境課の指摘に基づき、(1)緊急輸送道路の指定において、「なお、町指定緊急輸送道路のなかで、町以外の道路管理者が管理する道路の場合別途協議する。」と追記をいたしました。

・ヘルプカード(防災カード)の活用

(第2部第1章第15節 災害時要援護者対策) …P.158

災害時要援護者の安全確保対策について、「(7)救急医療キットの活用」を「(7)救急医療キット・ヘルプカード(防災カード)の活用」に変更し、以下のヘルプカード(防災カード)の活用に関する記述を追加いたしました。

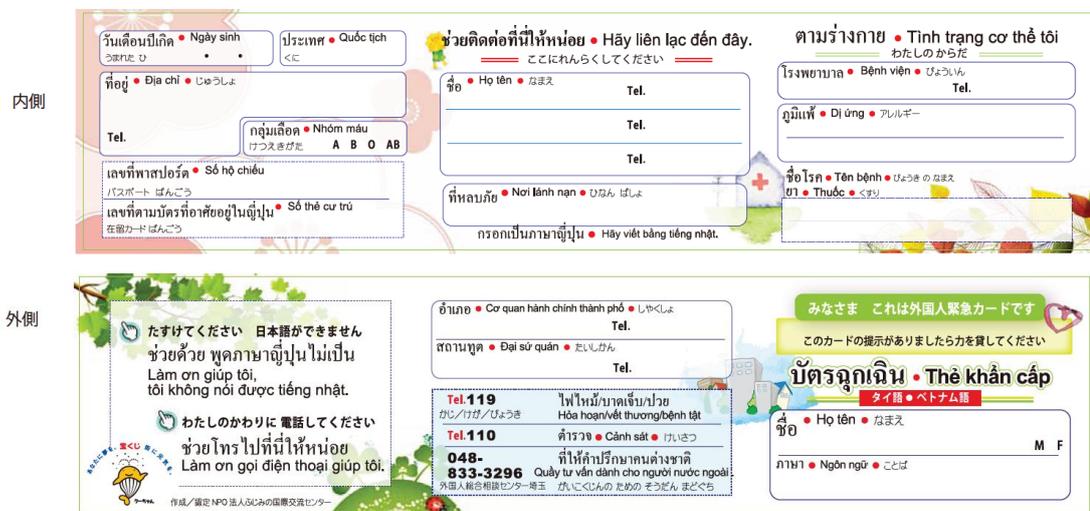
「また、ヘルプカード(防災カード)は、障がい者などが援助してほしい内容を提示するもので、町はカードの作成に向けて取り組むとともに、その活用及び主旨の理解を促進する。」

・外国人緊急カードの普及

(第2部第1章第15節 災害時要援護者対策) …P.159

災害時要援護者の安全確保対策の「(9) 外国人の安全確保」において、NPO 法人ふじみの国際交流センターとの連携による防災知識の普及・啓発として、「外国人緊急カード」の普及を追記いたしました。

【外国人緊急カードの例（タイ語・ベトナム語）】



※やさしい日本語を含む 11 か国語で作成されています。

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センターHPより
<http://www.ficec.jp/publish/pdf-pubs/emergency-card.pdf>